

公益社団法人柏市シルバー人材センター役員報酬等及び費用に関する規程

制定 平成24年 4月 1日

改正 平成28年 6月21日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人柏市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第27条第3項の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とし、週3日以上、センターの業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員報酬は月額とし、別表に定める範囲内で、会長が、理事会の承認を得て決定するものとする。
- 3 非常勤役員報酬は日額とし、別表に定める範囲内で、会長が、理事会の承認を得て決定するものとする。
- 4 役員には、役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員報酬等の支給条件及び支給方法は、センターの嘱託職員の例による。

- 2 非常勤役員報酬等は、理事会出席等、必要の都度支給するものとし、支給方法は、センターの嘱託職員の例による。

(通勤手当)

第5条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤手当を支払う。

(費用)

第6条 役員がその職務の遂行に当たり要した費用については、これを支払う。

2 費用の額の支給条件及び支給方法については、別途定めるセンター旅費規程による。

(補則)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、別に定める。

附則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

2 社団法人柏市シルバー人材センター役員報酬規程は廃止する。

附則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

別表

役員の報酬

1 常勤役員（月額）

区 分	金 額
会 長	300千円までの範囲内
副会長	300千円までの範囲内
常務理事	300千円までの範囲内
理 事	300千円までの範囲内

2 非常勤理事（理事会出席等、必要の都度支給）

区 分	金 額
理 事	5千円（理事会、専門部会、委員会に出席したとき） 3千円（上記以外のセンター業務に従事したとき）

※ 本規程による報酬を支払う場合の業務従事時間は、概ね2時間以上とする。

3 監事（理事会出席等、必要の都度支給）

区 分	金 額
監 事	5千円（理事会、監事監査に出席したとき） 3千円（上記以外のセンター業務に従事したとき）

※ 本規程による報酬を支払う場合の業務従事時間は、概ね2時間以上とする。